

入札説明書

兵庫県立視覚特別支援学校エレベーター保守管理業務に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 業務件名及び数量
兵庫県立視覚特別支援学校エレベーター保守管理業務委託 一式
- (2) 仕様等
別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（1年自動更新）
- (4) 履行場所
兵庫県立視覚特別支援学校

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者（兵庫県立視覚特別支援学校長）による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。
ただし、名簿に登録されていない者で入札を希望する者は、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に係る書類を添えて兵庫県出納局管理課（神戸市中央区下山手通5-10-1）あて提出し審査を受けること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 派遣技術員について、登録昇降機検査資格者講習を修了した者を派遣すること。

3 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、次の書類を平成29年3月23日（木）午後4時までに下記4(1)に提出すること。
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し説明を求められた場合はそれに応じること。

4 入札参加の申し込み

- (1) 申込場所
神戸市垂水区城が山4丁目2-1 兵庫県立視覚特別支援学校
- (2) 申込期間
平成29年3月17日（金）から同月23日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(3) 提出書類

- ア 申込書を作成の上、上記4(1)に直接持参すること。
- イ 前記2(1)の事実を確認するため、県が登録時に交付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。
- ウ 上記2(5)の事実を確認するため、「昇降機検査資格者証」の写しを申込書に添付すること。
- エ 返信用封筒（下記4(4)イ参照、一般競争入札参加資格確認通知書の返送用）

(4) 一般競争入札参加資格の確認

- ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、上記4(2)の最終日とする。
- イ 申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて審査し、その結果を平成29年3月27日(月)までに申込者あて書面（「一般競争入札参加資格確認通知書（様式第4号。以下「確認通知書」という。）」）により通知する。
ついで、返信用封筒（定形長3）を申込書に添えて提出すること。また、返信用封筒には、書留代金分の切手を貼付し、返信先の住所及びあて名を記載しておくこと。
- ウ 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面（様式は任意）を持参し、契約担当者に対して説明を求めることができる。

(7) 提出期間

平成29年3月28日（火）

午前9時から午後4時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(イ) 提出場所

上記4(1)に同じ。

(5) その他

- ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
- イ 提出された申込書及び関係書類は、一般競争入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申込書及び関係書類は返却しない。
- エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び期間

(1) 契約条項を示す場所

兵庫県立視覚特別支援学校

(2) 契約条項を示す期間

平成29年3月17日（金）から平成29年3月28日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

7 入札、開札の場所及び日時

(1) 場所 兵庫県立視覚特別支援学校 会議室

(2) 日時 平成29年3月29日(水) 午後2時00分

(3) その他 前記4(4)イの確認通知書の写しを当日持参すること。

ただし、8のただし書きによる場合は、入札書を入れた封筒に、確認通知書の写

しを同封すること。

8 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に、直接入札箱へ投入すること。

ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札の場合は、入札書を封筒に入れて密封し、封筒の表に「入札書」と明記の上、あて名、入札件名、入札者名等を記入し、平成29年3月28日（火）午後4時まで以前記4（1）の場所に必着のこと。

また、名簿に登録されていない者で、前記2（1）のただし書きの申請を行った者が、資格審査の終了前に入札書を提出した場合は、その者が開札の日時まで「一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）」に基づく資格を有すると認められなければ受理できない。

9 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は、所定の別添様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 業務委託名は、前記1（1）に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名及び押印について、法人の場合は、商号又は名称、代表者氏名を記入の上、代表者印を押印すること。

エ 代理人が入札をする場合は、代表者の記名並びに当該代理人の記名及び押印があること。

（なお、代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を契約担当者に提出すること。）

オ 外国業者の場合、押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。

(4) 入札書記載金額については、契約期間の内月額の消費税等を除いた金額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった月額の契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(6) 一度提出した入札書は、これを書換え、又は撤回することはできない。

10 仕様書等に関する質問

(1) 入札説明書、仕様書等交付書類に関して疑問がある場合は、次により書面（様式任意）で質問すること。

ア 受付期間

平成29年3月17日（金）から平成29年3月23日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

イ 受付場所 前記4（1）に同じ。

ウ その他 FAXでも可とする。ただし、FAXの場合は必ず電話で受信確認を行うこと。

(2) 回答書は、次のとおりとします。

ア 回答日 平成29年3月27日(月)

イ 回答方法 回答書をFAXにて送信します。電話で受信確認をします。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

1年度の契約希望金額（入札書記載金額の100分の108の12月分。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年3月27日(月)午後4時までに兵庫県立視覚特別支援学校に納入しなければならない。

ただし、保険会社等との間に兵庫県立視覚特別支援学校を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて同年3月27日(月)午後4時までに提出すること。保険期間は平成29年3月17日(金)以降、同月27日(月)以前の任意の日を開始日とし、平成29年3月30日(木)を終了日とすること。

なお、入札保証金が所定の額に達していない入札は、無効となるので注意すること。

(2) 契約保証金

1年度の契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに兵庫県立視覚特別支援学校に納入しなければならない。ただし、1年度の契約金額が200万円以下の契約については免除することがあります。

12 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

13 無効とする入札

- (1) 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第90条の規定に該当する入札及び申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。
- (2) 入札時点において、前記2に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 入札保証保険の保険期間が、前記11(1)に規定する期間に満たない者のした入札は、無効とする。
- (4) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- (5) 入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。

14 落札者の決定方法等

- (1) 落札者の決定は、予定価格の制限の範囲内であること。
- (2) 予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度入札を行う。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。
- (3) 再度入札を行っても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

15 入札に関する条件

- (1) 入札書が、持参又は郵送等により、所定の場所に所定の日時までに到達していること。
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

- (3) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (7) 入札金額は、特に指示した場合のほか、月額（消費税及び地方消費税を除いた金額。）を記入すること。
- (9) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (10) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、上記(1)から(9)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(3)又は(5)に違反し無効となった者以外の者
- (11) この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

16 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない事由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。
また、入札参加者に連合の疑い、不正不穩行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。
これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

17 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約締結日までに契約保証金を納付するか、保険契約証券を契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 保険契約証券の作成に要する費用はすべて落札者が負担する。
- (3) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (4) この業務契約に係る予算の減額又は削除があったときは、兵庫県立視覚特別支援学校長はこの契約を解除することができる。

18 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

19 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

20 連絡先

〒655-0884 神戸市垂水区城が山4丁目2-1

兵庫県立視覚特別支援学校 事務室 担当 上山

TEL (078) 751-3291 Fax (078) 751-3254 E-mail: Shikakushien@pref.hyogo.lg.jp